

■ Article (vol. 63) ■

中小企業の会計に関する基本要領

日税連中小企業会計研究会委員 永橋利志

.....
I. はじめに

平成 24 年 3 月 27 日に「中小企業の会計に関する検討会」が「中小企業の会計に関する検討会報告書」及び「中小企業の会計に関する基本要領」を公表した。

中小企業会計に関する諸規定として、これまでの「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」という。)と今回新たに公表された「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小要領」という。)の 2 つの規定が存在することとなった。

本稿は、中小指針に関するこれまでの議論及び中小要領が公表されるまでの議論を概観しつつ、中小要領の各規定について、中小指針との異同点を明らかにし、中小要領適用上の留意点を確認するものである。

II. 中小企業会計をめぐる 2 つの議論

(1) 中小企業の会計に関する研究会

わが国の会計基準(以下「日本基準」という。)が国際会計基準(以下「IFRS」という。)との整合性に配慮し、IFRS と平仄を合わせるための改正が行われていたことに合わせて、中小指針も改正が行われてきた。

中小指針の改正は、中小企業の実態に配慮し、日本基準の改正をすべて反映したものとはなっていなかったが、毎年、中小指針が改正されることは、中小指針も IFRS の影響を受け、中小企業の実態と乖離した会計基準となり、理解しづらく使いづらいものとなるのではないかと、との懸念の声があった。

このような状況下で平成 22 年 2 月に中小企業庁において、「中小企業の会計に関する研究会(以下「研究会」という。)」が設置され、中小企業の会計基準の在り方についての検討がなされた。

研究会では、中小企業の会計基準を中小企業の成長に資するものであるべきとして、経営者が理解でき、金融機関や取引先等の信用を獲得するに足りること、そして、実務における会計慣行を考慮したうえで税務との親和性を保つことができる実務に配慮したものであるべきとした。さらに、中小企業にとって過重の負担を課さない実行可能な会計であるべきとした報告書を取りまとめた。

(2) 非上場会社の会計基準に関する懇談会

上記(1)の中小指針に対する指摘は、必ずしも的を得たものではなかったが、中小指針については、平成 22 年 3 月に「非上場会社の会計基準に関する懇談会(以下「懇談会」という。)」を設置し、中小企業の会計基準は、中小企業の特性を踏まえ、中小企業の活性化に資する観点から取りまとめることが肝要であるとした報告書を取りまとめた。

同報告書では、中小要領は、経営者にとって理解しやすく、作成事務が最小限で対応可能であり、簡素で安定的なものであることを指向し、さらに、確定決算主義を前提としたうえで、中小企業の実態を踏まえて法人税法の取り扱いに配慮しつつ、適切な利益計算の観点から会計基準の在り方を検討すること及び国際基準の影響を受けず、安定的なものとするとしている。

検討会と懇談会の両者の議論は、それぞれが別の方向を目指すものではなく、むしろ、中小企業の活性化や理解しやすいものであるべきという点では、同じであり、両者の関係は、目的を同じくする同心円上にあるといえる。

Ⅲ. 基本要領検討の経緯

上記Ⅱ. (1) の研究会の報告を受けて、平成 23 年 2 月に「中小企業の会計に関する検討会（以下「検討会」という。）」が設置され、具体的に新しい会計基準の策定の議論が始まった。

検討会の議論を支えるものとして、ワーキンググループが設置され、新しい基準の内容等が議論されることとなった。ワーキンググループは、中小企業関係者、金融機関関係者、会計専門家、学識経験者で構成され、事務局に金融庁と中小企業庁が入り、法務省がオブザーバーとして参加した。

検討会は、10 月 28 日に「中小企業の会計に関する基本要領（案）」が取りまとめ、パブリックコメントの手続きに付した後、平成 24 年 2 月 1 日に中小要領が公表された。

Ⅳ. 中小要領の特徴（総論）

(1) 概要

中小要領は、総論において、目的、利用が想定される会社、日本基準や中小指針との関係等が記載され、中小要領（案）の内容が引き継がれている。

まず、目的では、「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。」として、中小指針と一致するところが多いが、中小指針が「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。（中略）本指針は、一定の水準を保ったものとするⁱ。」としており、会計参与にかかる記述があるところが、中小要領を大きく異なる。

その一方で、中小要領の利用が想定される会社については、金融商品取引法の規制の適用対象会社及び会社法上の会計監査人設置会社を除くとしており、中小指針と同様の範囲を想定している。

また、日本基準や中小指針との関係について、中小要領の利用が想定される会社について、日本基準や中小指針によることを妨げないとしている。

以上のことから、中小要領と中小指針は、2 つの異なる会計基準ではなく、シ

ームレスの関係にあり、中小要領を中小指針の入門編ととらえることが可能である。

日本基準中小指針及び中小要領の関係を示すと、次のようになる。

【「中小会計要領」の位置づけ】

区 分	会社数	連 結	単 体
上場会社	約3,600社	国際会計基準 の任意適用	日本基準
金商法開示企業 (①) (上場会社以外)	約1,000社	日本基準	
会社法大会社 (②) (上場会社及び①以外) (資本金5億円、又は負債総額200 億円以上)	約10,000社 から上場会社、①に含ま れるものの数を除く	作成義務 なし	中小指針
上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約260万社 から上場会社、①、②に含 まれるものの数を除く		中小会計要領

(出典) 非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成

(2) 記帳の重要性

中小要領の特徴として、記帳の重要性について、1項目を設けて強調している点がある。基本要領の利用の前提として継続的に記帳業務が行われることは、当然のことであるが、中小企業の実態を見た場合、経営者への啓蒙のため、このような項目が設けられたと考えることができるⁱⁱ⁾。

V. 各論

(1) 貸倒損失・貸倒引当金

中小要領では、貸倒損失の計上基準を法的に債権が消滅した時とし、具体的に破産など倒産手続等により債権が法的に消滅した場合に、その消滅した金額を債権の計上額から直接減額するとともに、貸倒損失として費用に計上することとしている。

また、貸倒引当金の計上については、法人税基本通達 9-6-2 (回収不能の金銭債権の貸倒れ) に規定する引当金の計上基準に準拠した内容となっている。

中小指針では、日本基準の処理を示しながらも、法人税法上の一般債権と個別評価債権に区分し、算定される貸倒引当金繰入限度額をもって貸倒引当金を計上することを認め、中小指針適用会社でも税法をベースにした基準により貸倒引当金を計上していると考えられる。

(2) 有価証券

中小要領では、有価証券の貸借対照表価額を取得原価で計上するとしたうえで、売買目的の有価証券については、時価での計上を求めている。

これは、中小企業が保有する有価証券の多くが、非上場の株式であることが多く、非上場の株式については、短期的な価格の変動による売買差益の獲得等が目的で保有するものではなく、相互の取引関係や資本関係等が円滑に進むよう中長期的に保有することが多いことから、取得原価による貸借対照表への計上を原則としたと考えられる。

また、取得原価で評価した有価証券についても、株式発行会社の財政状態等により、当該有価証券の時価が取得価額よりも著しく下落した場合には、回復の見込みがある場合を除き、評価損の計上を求めている。

中小指針では、日本基準上の有価証券の区分と期末評価を原則としながら、法人税法上の区分と評価を認め、さらに、金額的重要性がない場合には、取得原価による貸借対照表価額の計上を認め、中小要領と結果として同じ処理に至るまでにいくつかのテストを通さなければならない点で、意思決定プロセスが複雑になっているといえる。

(3) 棚卸資産

中小要領では、棚卸資産の評価方法として、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等によるとし、一般的に認められている方法が列挙されている。

中小指針では、最終仕入原価法の適用に際し、当期損益に著しい弊害がない場合という条件を付しているが、中小要領では、その条件は設けられず、中小企業の実態とこれまでの実績に配慮した基準となっている。

(4) 固定資産

中小要領における固定資産の定義や減価償却の方法等については、中小指針とほぼ同じ内容となっているが、中小要領では、「相当の減価償却」という新しい概念を導入している。

すなわち、減価償却については、経営状況により任意に行うことなく、每期継続的・規則的に償却を行うべきとしながらも、たとえば、機械装置の操業度が当初想定されたものを大幅に下回ったような場合には、その操業度に応じた減価償却費の計上を指すと考えられるが、会社計算規則第5条第1項に規定する「相当の償却」とは異なるものであり、その適用については、慎重な判断を要する。

(5) その他

中小要領は、中小企業が日常の会計処理を中心に規定が設けられ、税効果会計や企業結合・企業分離会計等中小企業において、頻発すると考えられない基準については、日本基準や中小指針に委ねることとし、これらの項目がないため、中小要領適用企業に組織再編等の事象が生じたときは、中小指針や日本基準を参照することになる。

VI. まとめ

中小要領は、企業が会計処理を行うエッセンスを集約したものであり、これ以上の簡略化は、認められるものではないと考える。また、中小指針にとって代わるものではなく、企業会計の入門編として、これまで会計に馴染みがなかった中小企業経営者向けに利用することで、企業会計の裾野を広げ、わが国企業会計の底上げに寄与することを期待する。

- ・「中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告）」（中小会計要領）

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2012/download/0201kihonYouryou-1.pdf>

- ・「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/pdf/youryouchecklist120327.pdf>

以上

ⁱ 中小指針について、目的にある当該文をもって、中小指針と会計参与を直結させるような議論があるが、その指摘は、不当であるといわざるを得ない。会計指針は、広く中小企業が計算書類を作成するに当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記を示したものであることが前提で、会計参与設置会社のためだけに策定されたものではない。

ⁱⁱ 中小要領では、この他に、中小要領を適用する際の基本的考え方として、企業会計原則（昭和 24 年）の一般原則の真実性の原則・資本取引と損益取引区分の原則・明瞭性の原則・保守主義の原則・単一性の原則・重要性の原則にも留意すべきとしている。